

介護予防訪問介護相当サービス（医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされたものによる当該指定に係る訪問型サービスを含む。） 省令第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防訪問介護に係るものに限る。）。ただし、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号若しくは第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧介護予防サービス等基準」という。）の第37条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

(2) 通所型サービス

介護予防通所介護相当サービス（医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされたものによる当該指定に係る通所型サービスを含む。） 省令第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防通所介護に係るものに限る。）。ただし、旧介護予防サービス等基準の第106条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

（本市の区域の外の事業所に係る特例）

第13条 第6条、第7条及び前条の規定にかかわらず、指定に係る事業所が本市の区域の外にある場合であつて市長が必要と認めるときは、当該事業所の所在する市町村（特別区を含む。）の要綱等で定めるところによる。

（事業の委託）

第14条 市長は、総合事業を法第115条の47第4項に規定する基準を満たす者（事業対象者に対して行う介護予防ケアマネジメントにあつては、法第115条の47第1項の厚生労働省令で定める者）に委託することができる。

（補助）

第15条 市長は、別に定めるところにより、総合事業（介護予防ケアマネジメントを除く。）を行う者に対して補助することができる。

（総合事業の利用料）

第16条 市長は、総合事業を通知別記1第2の1(1)ア(イ)①又は②の方法により実施するときは、市長が別に定めるところにより、居宅要支援被保険者等に対して総合事業に要する費用の一部を負担させることができる。

（事業対象者特定有効期間）

第17条 介護予防・生活支援総合事業の事業対象者特定の有効期間は2年間とする。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

事業の種類	サービスの種類	単位数	1単位の単価
第一号訪問事業	介護予防訪問介護相当サービス	通知別添1の1に定める単位。	10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成24年厚生労働省告示第94号。以下「単価告示」という。）に定める松戸市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
第一号通所事業	介護予防通所介護相当サービス	通知別添1の2に定める単位。	10円に単価告示に定める松戸市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。